柴田町参考様式

資料4

令和8年度
地域包括支援センター自己評価表（令和7年度事業）

（作成基準日　令和8年6月1日）

センター名	柴田町地域包括支援センター

1 基本的事項(大項目)

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(1)	各年度の基本方針・重点目標	当該年度の地域包括支援センター事業計画書の目標が職員に理解されている【NO1】	○			毎年事業評価を行い、計画書を作成した上で周知している。
(2)	配置職員（三職種）	各専門職種が配置されている。もしも欠員が生じたとしても包括業務に支障をきたさぬよう、臨時的措置を講じている【NO2】		○		社福士・主任介護支援専門員は複数名配置。 看護師のみ１名。
(3)	２４時間体制の確保	相談窓口としてセンターの閉所や職員不在の際に、何らかの形で住民からの相談に応じる体制がある【NO3】	○			休所時も電話転送し、24 時間 365 日相談に対応。必要があれば休日、深夜を問わず訪問等の対応を行っており、契約書にも明記している。
(4)	チームアプローチの確立	包括業務をするにあたり、各専門職種がそれぞれの専門性を活かして業務にあたっている【NO4】	○			業務内容に応じ専門性に沿った職員が対応している。 毎朝のミーティングの他、新規相談や困難事例等についての情報共有と事例検討等を常時行っている。
		職員間でミーティングを定期的に行うなど、情報を共有している【NO5】	○			
(5)	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	職場外の研修への機会を確保している【NO6】	○			社福士会やケアマネ協会、看護協会等の専門職及び包括職員向け研修に対面及びオンライン等で参加する他、医師会や仙南保福、社協等の研修会に参加している。 行っている。 業務時間以外でも休日、または夜間のオフ研修に積極的に参加している。
		職場内の研修（伝達研修、法人内研修等）への機会を確保している【NO7】	○			
		研修以外にも職種別の専門職員会議を通じて、職員の資質向上を図っている【NO8】	○			
(6)	施設環境	高齢者や地域住民に分かりやすいようにセンターの看板や案内表示が掲示されている【NO9】	○			チラシや看板等では示しているが、地域福祉センターの場所自体が分かりづらいと言われることが多い。 (転居したのでいまだに駅前に行ってしまう方もいる)
		利用しやすさやプライバシーが守れるような相談場所が確保されている【NO10】	○			
		法人内の他の事業所とは独立した執務室を設置している。又は他のサービス部門と同一区画を利用する場合は、パーテーション等の遮蔽物により、他のサービス部門と区分けをしている【NO11】	○			

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(7)	個人情報管理	相談記録を適切に管理している【NO12】	○			相談記録と情報等については基本的にパソコンで管理し、個人ごとのパスワードが設定されている。
		地域包括支援センターが施錠できるようになっている。または、施錠可能な保管庫を持ち、得られた個人情報を適切に管理している【NO13】	○			センターの施錠の他、書類庫も施錠している。
		関係機関との連携において、個人情報をやりとりする必要がある場合は、あらかじめ利用者に説明し、同意を得ている【NO14】	○			契約時に個人情報の取扱いについて説明し署名捺印を頂いている。
(8)	地域住民に対する広報	パンフレット・チラシを作成、配布し、包括の活動を周知している【NO15】	○			独自の通信やチラシを作製し民生委員、地域住民、各種事業所、利用者、医療機関等に配布。常置して頂いている。
(9)	報告・届出書等	職員の変更があった際、事業変更届出書を速やかに提出している【NO16】	○			行なっている。
		地域包括支援センター実績報告書、徘徊者情報連絡票、高齢者虐待相談受付シートなどの報告書を期日までに提出している【NO17】	○			行なっている
		包括支援センターに対する苦情があれば内容を把握し、本人及び家族の意向を尊重しながら対応している。また、苦情内容を記録化し、回覧するなどセンター内で情報を共有している【NO18】	○			行なっている

２ 総合相談支援業務(大項目)

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(1)	地域の高齢者の実態把握	担当圏域の第１号被保険者数（高齢者人口）や、ひとり暮らし高齢者世帯数等を把握している【NO19】	○			民生委員・児童委員の高齢者実態調査の他、直近の情報については必要時福祉課に確認行っている。
		統計情報（国勢調査等）により、担当圏域の基本情報を把握している【NO20】	○			
(2)	地域におけるネットワーク構築	定期的に地域ケア会議を開催している【NO21】	○			定期的に地域ケア個別会議と年一回地域ケア推進会議を開催し、ネットワークでの部会毎の事例検討会も開催している。
		既存のネットワーク（民協定例会、老人クラブ等）を利用して、地域実情に応じた各種ネットワークの構築、支援を行っている【NO22】	○			民協定例会や老人クラブからの依頼を受け、毎年出前講座を行っている他、地域高齢者に配布するチラシ等を提供している。 民生委員が常に包括に相談に来てくれる関係性が構築されている。 いこいの日等の出前講座を通し関係性を構築すると共に、地域の実情の把握に努めている。
		地域住民や関係機関（社協等）における、地域マップやリスト（高齢者マップ、医療機関マップ、防災マップ等）の作成に協力するとともに、地域の社会資源を把握している【NO23】	○			
		行政区役員・民生委員等に、高齢者虐待に関する基礎理解を得られるような情報や学習機会を提供している【NO24】	○			出前講座やチラシ等で権利擁護の情報を提供している。 出前講座等を活用し情報共有に努めるほか、ケアネットワークチラシを配布するなどして周知している。 日頃から事業所や病院、区長、民生委員等の関係機関との連携を図り、相談や通報があれば即時対応している。
		虐待の疑いがあるケースに対して、見守り支援ができるように、見守りネットワークづくりへの取組を行っている【NO25】	○			
(3)	認知症高齢者等及び家族への支援	認知症高齢者に関する基礎理解を得られるような情報提供や学習機会（認知症サポーター養成講座の開催等）を提供している【NO26】	○			認知症サポーター養成講座やしゃべり場、よつば会、ふたば会の開催、オレンジカフェ、出前講座等を活用し、認知症の理解についての啓発・促進に努めている。
		相談内容に応じて専門医・専門機関の情報を提供するなど、早期発見・対応に向けた支援をしている【NO27】	○			包括内でも情報共有を図り、相談内容に応じて専門医の外来受診や入院等の調整を行っている。 ケースによっては福祉課と連携をとり対応している。

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(4)	初期段階での相談業務	相談があれば速やかに対応するなど、相談者と信頼関係構築に努めている【NO28】	○			全職員が常に迅速な対応を心がけている。 相談が入れば依頼者と調整し、可能な限り即日対応している。
		積極的に訪問活動をし、実態の把握に努めている【NO29】	○			常に早期の訪問・面談を行う事で実態把握と関係性の構築に努めるている。
		的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している【NO30】	○			緊急の際には内容により職員２人で訪問し対応すると共に、チーム内情報共有と意見交換を行っている。
		相談内容は全て記録化している【NO31】	○			相談対応については全て記録を残し、記録状況のチェックも行われている。
(5)	専門的・継続的相談支援	相談内容に応じて関係機関と連携している【NO32】	○			ネットワークを活用し、医療・福祉・学校・専門職等、幅広く関係機関と連携している。
		困難事例等についてケースカンファレンスを開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討している【NO33】	○			困難事例のケース会議については必要な関係者を集め開催すると共に状況に応じて本人や家族も交えて行っている。
		専門的・継続的な支援が必要な場合には、個別の支援計画を策定し、支援内容について定期的にモニタリングを行っている【NO34】	○			行なっている。

３ 権利擁護業務(大項目)

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(1)	高齢者虐待事例への対応	柴田町の高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱に沿った対応をしている【NO35】		○		柴田町独自の虐待防止ネットワーク要綱はないのでフローチャートや県の資料等を活用し対応している。
		虐待や虐待の疑いのあるケースの通報を受けた場合には、福祉課と連携し、適切に対応している【NO36】	○			通報があった際、報告・連携・対応は速やかに行っている。
		相談事例に対して適宜会議（ケースカンファレンス等）の開催、関係機関との連携など支援の方向性を検討し、対応している【NO37】	○			行っている。
		老人福祉施設等へ措置入所が必要と判断される場合には、福祉課に速やかに状況を報告し、措置等に向け連携している【NO38】	○			訪問調査により措置対応等が必要と判断した場合、即時福祉課に指示を仰ぎ対応している。
(2)	成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進	相談業務等から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度を利用する必要性を判断している【NO39】	○			必要性を把握し社会福祉士を中心に対応すると共に、包括内でも随時検討・相談を行っている。
		成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して成年後見制度の手続方法等を説明し、申立が行えるように支援している【NO40】	○			同上
		地域福祉権利擁護事業の利用が必要と判断した場合、本人（家族）に対して権利擁護事業の手続方法等を説明し、制度利用ができるように支援している【NO41】	○			同上
		制度を広く普及させるためのＰＲを行っている【NO42】	○			出前講座や民協での説明を行っており、併せて権利擁護事業の一環として、必要に応じて随時、ケアネットワークチラシを作成・配布している

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(3)	困難事例への対応	困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行っている【NO43】	○			直ちに訪問し状況確認に努めている。
		困難事例を把握した場合には、各専門職種が連携して対応策を検討している【NO44】	○			職員の専門性を活かしながら、相談・検討を行うと共に関係機関等との連携に努め対応している。
		困難事例の実態把握のための取組として、地域包括ケアネットワークや関係機関などとの連携体制を活用している【NO45】	○			ネットワーク会議や情報交換会等を活用し、日ごろから顔の見える関係作りに努め、情報の共有と連携を行っている。
(4)	消費者被害への対応	地域における消費者被害の状況を把握している【NO46】	○			表立った事案や相談があった場合には把握している。
		把握した消費者被害の情報を地域の協力者（民生委員等）に提供している【NO47】	○			民協定例会やいこいの日の活動を通してケアネットワークチラシを配布する他、被害があった場合は必要に応じて連携を図っている。
		消費者被害の事例を把握した場合、関係機関（宮城県消費生活センター、町民環境課等）に連絡し、対応を行っている【NO48】	○			昨年は被害についての相談は無かった。
		専門機関（町民環境課相談員、警察等）と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制づくりを行っている【NO49】	○			行っている。

4 包括的･継続的ケアマネジメント支援業務(大項目)

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(1)	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	医療機関・関係機関（医師会、病院地域連携室、民生委員、警察、消防等）と連携している【NO50】	○			連携しており、年々医療機関や警察、民生委員他関係機関から直接相談の電話が増えている。
		介護支援専門員と他職種（医療機関等）が連携できるよう支援している〔例：地元医師会を通じて行う研修会など〕【NO51】	○			研修会や会議等を通して医療機関にも参加を促し、連携方法や相談の窓口を周知している。
		入院・入所、退院・退所時に必要に応じてケースカンファレンスを実施する等、医療機関（医師、看護師、ＭＳＷ）と介護保険施設、居宅介護支援事業所（各介護支援専門員等）が連携できるように調整、支援している【NO52】	○			相談に応じ行なっている。
		サービス事業者と居宅介護支援事業者とが連携できるよう支援している〔例：ヘルパー事業所連絡会開催支援など〕【NO53】	○			ネットワーク会議や情報交換会を企画・運営するほか、各種部会の活動等にも全て参加し、居宅事業所と民生委員、福祉用具、ヘルパー等の合同研修会も行っている。
		地域の保健・医療・福祉サービスに関する情報収集及び必要に応じた関係機関（医療・福祉施設）への情報提供を行っている【NO54】	○			行っている。
(2)	地域のインフォーマルサービスの連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして、活動内容や特徴を把握し、情報の整理を行っている【NO55】	○			高齢者に関わる介護保険・介護予防・社協等に関する情報は包括で把握できており、その他の地域情報についてはコーディネーターがまとめたものを活用している。
(3)	介護支援専門員に対する個別支援	介護支援専門員に対し、相談窓口を設置し、必要な情報提供や助言指導を行っている【NO56】	○			介護支援専門員単独の他、内容によっては事業所の管理者を通してその都度対応している。
		介護支援専門員が抱える困難事例に対する支援（同行訪問、サービス担当者会議開催支援）を行っている【NO57】	○			随時行っている。
		介護支援専門員からの相談票等の記録を残し、再度相談があった際に活用できるようにしている【NO58】	○			行っている。
		電話、訪問面接以外に、介護支援専門員が相談しやすいよう、手紙やＦＡＸ（相談連絡票の作成など）等の多様な相談経路を設けている【NO59】	○			設けている。
		ケアマネジメントの質の向上のために、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施等を行っている【NO60】	○			ネットワーク会議・ケアマネ情報交換会・ケアマネ部会・主任ケアマネ連絡会等を開催し行っている。

５ 介護予防ケアマネジメント事業（大項目）

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(1)	介護予防事業対象者の把握	地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域介護予防活動支援事業等で対応している【NO61】	○			情報を頂いた民生委員、地域住民、事業所職員等と共に自宅訪問等行い早急に対応している。
		基本チェックリストから介護予防事業対象者を把握し、介護予防サービス等の利用、または高齢者自立支援（春風）利用に向けたアプローチをしている【NO62】	○			自宅訪問、または来所相談にて、必要と思われた場合に随時行っている。
		基本チェックリスト以外の多様な経路（老人クラブ・いこいの日等）から介護予防事業対象者を把握している【NO63】	○			いこいの日の出前講座や地域住民から受けた相談等に随時対応している。
		情報提供機関と必要に応じて連携を行っている【NO64】	○			行っている。
(2)	ケアマネジメントの実践	課題分析（アセスメント）を適切に行っている【NO65】	○			個々に行いつつ、困難事例やチームでの対応等が求められるケースについては、包括内で情報共有し、事例検討している。
		アセスメント結果等の個人情報に関する取扱いについて、対象者に説明し同意を得ている【NO66】	○			契約時に説明し承諾を頂いている。
		対象者及び家族と面接しながら、介護予防ケアプラン作成を適切に行っている（目標、利用サービスなどの決定）【NO67】	○			行なっている。
		事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを行っている【NO68】	○			行なっている。
		必要に応じて関係機関と連携を図り、情報や結果を還元している【NO69】	○			行なっている。
		効果の評価を適時・適切に行っている【NO70】	○			行なっている。

中項目		小項目	実施状況（達成度）			補足説明欄 （自己評価についてのコメント）
			できている	一部できている	できていない	
(3)	介護予防普及啓発	地域住民に対し介護予防普及啓発活動を行っている【NO71】	○			ダンベルサークルやノルディックサークルの普及啓発の他、ランチ会やしゃべり場、出前講座や豊齢者講座等を活用して行っている。
		地域の会議やイベント等を利用して、地域住民や利用者への介護予防の啓発を行っている【NO72】	○			各種会議等の他、民生委員さんやケアマネジャーにご協力頂き、チラシを配布し気になる方に渡していただいている。介護予防推進大会を再開した。
		必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、ＤＶＤ等を活用している【NO73】	○			各種イベントやいこいの日でで配布している。
(4)	地域介護予防活動支援	地域の住民主体の介護予防活動を育成支援している【NO74】	○			ダンベルサークルやノルディックサークル、ランチ会の後方支援に努め、フォローアップ研修や体験会等の企画・運営をしている。活動再開の支援に力を入れている。

【その他の取組】

（介護予防推進大会）

台風19号とコロナ禍により中止せざるをえなかった介護予防推進大会を再開。実行委員形式を取り、日頃から介護予防事業に取り組んでいるサークル等の活動を発表。今現在の取り組みが5年後10年後の柴田町の健康寿命の延伸に繋がるため「心も体もわくわく元気！」を合言葉に第１部ではダンベルサークル、ノルディックサークル、ランチ会、よつば会の会員等が登壇し、第2部では講師を迎えて健康づくりに役立つヒントをたくさん吸収しました。

（ノルディックウォーキング講習会）

参加者が増加しているノルディックウォーキングの会員を対象に、有資格者を講師に招いて7サークル全体での講習会を実施。ノルディックウォーキングのアップとクールダウン、基本動作について学びました。

（玄米ダンベル体操サークル・フォローアップ研修会）

既存のサークル活動に活かせる内容の共有と情報交換の場として、推進大会が開催できなかったコロナ禍から3中学校区で開催。介護予防推進大会が再開できたことから、令和７年度までは当初予定通り３か所で開催し、令和8年度からは１か所で開催する事となりました。

（ネットワーク全体会議・研修会）

地域包括ケアシステムの構築に向け、関係団体間での情報共有と関係性の強化を目的に代表者会議、全体会、研修会を企画、開催。

（主任ケアマネジャー連絡会）

居宅介護事業所管理者の精神的負担の軽減と、介護支援専門員全体のマネジメント力の底上げを目的に、町内の主任介護支援専門員を対象とした連絡会を定期開催している。令和７年度から新たに主任ケアマネを取得した管理者が加わり柴田町内８事業所の管理者と両包括の主任ケアマネが参加。困難事例の検討会や制度改正等の他、それぞれの事業所の進捗状況や人材育成等について情報共有している。

【総合評価】

・職員が一丸となって柴田町の健康寿命延伸に向けた介護予防事業の積極的な開催と支援、関係機関の多職種連携の実現に向けた各種事業の企画・運営に努めてきた中で、地域住民や事業所、医療機関等の皆さんの底力を感じると共に、協力・連携の体制が年々深まっており、地域との連携、多職種連携があってこその地域包括支援センターだと感じました。

【課題】

・相談件数も要支援者認定数も年々増加しており、その内容が複合的で複雑化していることを実感しています。相談だけでなく、要支援者の担当数も増加し、１件に対しての対応時間や対応回数もおのずと増えているので、職員の負担が増加しています。

・包括等に寄せられる相談が複合的になっている昨今、身寄りなしや経済困窮、移動手段、住まいの確保等が懸念され、併せて誰も引き受けない制度の間の相談がかなり増えています。地域ケア推進会議や介護保険運営委員会、医療・介護連携情報交換会、協議体等で挙げられる課題もここ数年ほぼ同じでありながら、どの会議でもその課題を抽出するばかりで、課題に対する施策や方法論に至らずに終わってしまっている。

【今後の取組など】

・地域と関わりを持ち続ける事で、柴田町の高齢者の健康寿命の延伸に向けた介護予防の普及啓発と関係者のモチベーションアップに努めると共に、地域包括ケアに向け、地域、関係機関はもちろんの事、学校や企業との連携も強化していきます。

・各方面から挙げられた地域課題が、施策に反映できるよう、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議の運営に協力し、地域や関係機関との連携を常に高めていきたいと思います。